

空港の指定管理者評価委員会 議事録

日時	令和元年7月12日(金) 10時00分～10時30分	
場所	都庁第二本庁舎9階 9A会議室	
出席者	松本 達也	東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長(委員長)
	高橋 直紀	全日本空輸株式会社マーケティング室 ネットワーク部部長代理
	宮田 茂樹	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
	金子 邦博	公認会計士
欠席者	岡 誠太郎	東京都八丈支庁総務課長
事務局	松本 克己	東京都離島港湾部管理課長
	寺本 美由紀	東京都離島港湾部管理課課長代理
	小俣 匡平	東京都離島港湾部管理課主任

【委員会概要】

議事進行：松本委員長

司会進行、事務局説明：松本課長

次第：

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事
 - (1) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - (2) その他
- 4 閉会

【開会】

(事務局・松本課長)

ただいまから、空港の指定管理者評価委員会を開催いたします。

外部委員の先生方におかれましては、本評価委員会への御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、事務局で司会進行を担当いたします、離島港湾部管理課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

【委員紹介】

(事務局・松本課長)

はじめに、委員の皆様方を御紹介申し上げます。名簿順に御紹介申し上げます。公認会計士の金子委員でございます。

(金子委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・松本課長)

一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事の宮田委員でございます。

(宮田委員)

宮田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局・松本課長)

全日本空輸株式会社マーケティング室ネットワーク部部長代理の高橋委員でございます。

(小池委員)

高橋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局・松本課長)

東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長の松本委員でございます。

(松本委員長)

松本でございます。よろしく申し上げます。

(事務局・松本課長)

なお、東京都八丈支庁総務課長の岡委員は、本日は欠席となります。

(事務局・松本課長)

本委員会は、委員5名のうち4名が出席しておりますので、「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」第6第2項の規定に基づき、有効に成立しております。

なお、委員長は同要綱第3第2項に基づき、松本島しょ・小笠原空港整備担当部長が務めます。

【資料確認】

(事務局・松本課長)

次に、本日の資料の御確認をお願いします。

都庁のペーパーレス推進の一環で、一部プロジェクターを利用させていただいております。次第、委員名簿及び座席表につきましてはプロジェクターで投影させていただきます。

お手元の資料ですが、まず「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」がございます。

続いて資料番号をつけさせていただいておりますが、

資料1「八丈島空港の管理について」、

資料2「指定管理者の評価について」、

資料3「一次評価基準」

資料4「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」、

資料5「空港の指定管理者に係る二次評価（案）」、

なお、一次評価に当たって使用しました資料を「参考資料」として、別冊で一式御用意しております。資料は以上ですが、不備等ございませんでしょうか。

【委員長挨拶】

(事務局・松本課長)

それでは、ここで、委員長であります松本島しょ・小笠原空港整備担当部長より一言御挨拶申し上げます。

(松本委員長)

改めまして、東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長の松本でございます。委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず、本委員会の評価委員に御就任を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今回御審議いただく東京都八丈島空港は、東京から約290キロメートル離

れた島しょという地理的に特殊な状況を考慮いたしまして、東京都八丈島空港におきまして、八丈島空港ターミナルビルを運営しております「八丈島空港ターミナルビル株式会社」を指定管理者として特命しております。

その八丈島空港ターミナルビル株式会社が指定管理者となってから、3年が経ちましたが、その間、行政と連携しつつ、施設の管理が行われているところでございます。

東京都といたしましても、より質の高いサービスの向上を目指し、引き続き適切に指導・監督を行ってまいりたいと考えております。

本日の評価委員会では、平成30年度における指定管理者の管理運営状況等につきまして委員の皆様方より御意見を頂戴し、施設のより良い運営を目指してまいりたいと存じます。

委員の皆様方には、よろしく御審議の程をお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局・松本課長)

それでは、ただいまから議事を進行してまいります。松本委員長、よろしくお願いいたします。

【議事】

(松本委員長)

早速ですが、これより議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、指定管理者が平成30年度に実施いたしました施設の管理運営状況等の評価につきまして、当委員会としての評価を決定いただくものです。

それでは、議事(1)「指定管理者の管理運営状況等の評価等について」事務局から説明をお願いします。

(事務局・松本課長)

では、初めに、お手元の資料1「八丈島空港の管理について」をお開きください。本委員会において評価していただくのは、「東京都八丈島空港」の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。東京都営空港条例に基づき、東京都八丈島空港につきましては、指定管理者であります「八丈島空港ターミナルビル株式会社」が管理しております。

指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間となっております。

管理する施設につきましては、右下の写真のとおりでございまして、空港施設の概要についても記載しております。

指定管理の主な業務としましては、「2 指定管理者の業務」を御覧ください。空港の運営管理、広報、空港施設の維持管理、空港の法的管理、災害時・緊急時対応及び事故対応となっております。

次に、「3 八丈島空港について」でございます。資料の左側下段に記載のとおりでございます。平成30年の定期便の使用実績につきましては、就航便数は1,031便、旅客人数は約19万7千人、取扱貨物量は約970トンとなっております。

次の「4 特命理由」につきましては、後ほど、特命要件の確認の際に御説明いたします。

「5 八丈島空港ターミナルビル株式会社について」の御説明につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、評価の目的や流れについて御説明いたしますので、資料2「指定管理者の評価について」を御覧ください。

指定管理者の評価は、業務の履行状況やサービスの実施状況などをチェックし、管理運営業務に反映させることで、サービスの一層の向上と施設運営の継続的な改善を図ることを目的として行われるものです。

評価の流れとしましては、施設の管理運営状況について、八丈支庁が業務報告書や現地調査、利用者アンケート等によって確認した結果と、実績報告などの資料を踏まえて、港湾局が一次評価の決定を行うとともに、財務状況や特命要件の確認を行っております。

本委員会では、委員の皆様にも、港湾局が行いました一次評価を検証していただいた上で、専門的な観点から二次評価を行っていただきます。その後、港湾局におきまして、二次評価の結果に基づき、総合評価を決定いたします。

続きまして、空港の指定管理者に係る一次評価基準について御説明いたしますので、資料3「一次評価基準」を御覧ください。

大きく分けまして、大項目に記載のとおり「管理状況」と「事業効果」という2つの項目について、評価を行っております。

「管理状況」につきましては、中項目にございますように「適切な管理の履行」・「安全性の確保」・「法令等の遵守」・「適切な財務・財産管理」の4つの評価事項に、「事業効果」につきましては「事業の取組」・「利用の状況」・「利用者の反応」・「行政目的の達成」の4つの中項目に分かれております。

それぞれの中項目に記載しております28の確認項目について、右の評価基準に基づき、指定管理者が果たすべき水準を満たすなどしていれば「水準どおり」、それ以上であれば「水準を上回る」、それ以下であれば「下回る」と判定を行っております。

次に、一次評価結果を資料4「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」に2ページにわたり記載しております。表の見方ですが、1ページ目でございますように、先ほどの三段階の評価をそれぞれ、2点、1点、0点と点数化したしまして、全体の点数を算出しております。

2ページ目を御覧ください。中ほどの「評点」ですが、全項目が「水準どおり」であった場合の合計点35点を標準点とし、標準点からどの程度上回っているか、あるいは下回っているかで、SからBまでの4段階で評価しております。

また、その下にございますように、「指定管理者の財務状況」及び「特命要件の継続」についても確認を行っております。

それでは、一次評価の結果について御説明いたします。資料4 1ページ目にお戻りいただき、大項目「管理状況」からでございます。

中項目「適切な管理の履行」についてですが、人員の適正配置や育成のほか、巡回業務や施設の点検、修繕などの維持管理業務を年間事業計画どおりに実施していることを、実績報告書及び年間作業計画で確認しました。

そのため、別紙1ページ「1 適切な管理の履行」のとおり、全ての項目について適正であるとし、「水準どおり」と評価いたしました。評価で使用した資料は、人員配置については参考資料の2ページに、業務については5ページから14ページ

ジにお付けしております。

なお、資料4 1 ページ目の確認項目の運用管理の項目につきましては、水準を上回ると評価しております。その理由としましては、参考資料8 ページの「2 空港警備・鳥獣防除業務」にもございますように、昨年度から引き続き航空機への鳥衝突件数減少に向けて積極的な取組を実施しているほか、15 ページのとおり、昨年度は新たに、路面剥離対策の検討材料として、アスファルト面への散水実験を実施していることが挙げられます。効果的な散水のタイミング等についての考察結果を得ており、今後の場面管理の一層の適正化につながる、独自の取組として評価いたしました。

資料4にお戻りいただきまして、次の中項目「安全性の確保」についてです。管理の瑕疵を原因とした事故がないのはもちろんのことですが、「空港保安対策」として、消火救難や不法侵入者事案等の対応訓練なども計画どおり実施していることが、参考資料としてお付けしている実績報告書で確認できました。

そのため、別紙2 ページ「2 安全性の確保」のとおり、全ての項目について適正であるとし、「水準どおり」と評価いたしました。

資料4にお戻りいただきまして、次の中項目「法令等の遵守」は、主に個人情報などの情報の取扱いに係る確認項目となっております。こちらにつきましては、申請書等の個人情報の施錠保管や個人情報に係る研修の実施など、個人情報保護や記録の取扱いに問題がないことを八丈支庁が確認しております。

そのため、別紙3 ページ「3 法令等の遵守」のとおり、全ての項目について適正であるとし、「水準どおり」と評価いたしました。

資料4にお戻りいただきまして、次の中項目「適切な財務・財産管理」については、別紙4 ページ「4 適正な財務・財産管理」に記載しております。収入と実績額の差額比率が0.07%であり、評価基準の±10%以内に収まっていることから、水準どおりとしております。

また、経理処理、貸与物品等の都有財産の管理、経理・現金に関する書類等の管理についても問題がないことを、八丈支庁が確認しております。

そのため、全ての項目が適正であると認め、「水準どおり」と評価いたしました。

なお、収支状況の評価で使用した資料でございます収支決算報告書は、参考資料4 2 ページでお示ししております。

資料4にお戻りいただきまして、大項目「事業効果」の最初の中項目「事業の取組」についてです。こちらにつきましては、利用者サービスの向上や利用促進に向けた取組を、年間計画に沿って事業を実施したことや、PDCAサイクルに即した見直しも行っていることが確認できたことから、別紙5 ページ「5 事業の取組」のとおり、「水準どおり」と評価いたしました。また、御参考までに評価で使用した資料は、参考資料16 ページから40 ページにお示ししております。

資料4にお戻りいただきまして、次の中項目「利用の状況」についてです。別紙6 ページ「6 利用の状況」に空港使用実績として着陸機数が記載されております。合計いたしますと、平成30年度は2,099機の利用がございまして、評価基準に照らして水準どおりの範囲内となっていることから、このとおり評価いたしました。

資料4にお戻りいただきまして、次の中項目「利用者の反応」についてです。こちらは参考資料41 ページの「平成30年度 八丈島空港の利用についてのアンケート

ート」により評価いたしました。利用者ニーズの把握のため、八丈空港では利用者アンケートを実施しております。各項目について「1 大変不満」から「5 大変満足」までの5段階で評定されており、「電話対応」から「全体の満足度」の全ての項目で大変満足・満足と回答した割合が95%以上と高くなっております。

一方で、特筆すべき事項が今回読み取れなかったことから、評価基準により、この項目につきましては別紙7ページ「7 行政目的の達成」に記載のとおり、「水準どおり」と評価いたしました。

資料4にお戻りいただき、最後の中項目「行政目的の達成」についてです。こちらは警察、消防などの関係機関との連携を評価するものでございます。参考資料11ページの「6 空港保安対策業務」に記載されております空港委員会などを通じて、関係機関との連携を図り、円滑に業務を遂行していることが確認できたことから、別紙7ページのとおり「水準どおり」と評価いたしました。

以上の管理状況等を踏まえまして、資料4 2ページ目の一次評価結果のとおり、点数は36点で、一次評価はAとなりました。

次に、指定管理者の財務状況について御説明いたします。参考資料42ページの「経営基盤計算書」を御覧ください。

八丈島空港ターミナルビル株式会社の財務状況はこちらの表のとおりでございます。このうち、表の下にございます6項目を指標として確認した結果、一定水準以上を確保していることから、全体として同会社の事業存続に支障がないと判断いたしました。

次に、特命要件の確認についてでございます。資料4 2ページ目下段に記載のとおり、本施設は、

- 東京の南方海上約290kmに位置する八丈町にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される地域にあること。
- 専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性があり、また、八丈島と本土を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に施設を管理するため、当該施設に昭和57年に設置した八丈島空港ターミナルにおいて業務を行ってきていること。
- 当該施設の安全及び維持の管理に十分な実績と空港管理・運用業務のノウハウを持ち、航空事業者等との利用調整の経験を有し、また、空港の保安対策ではこれまで東京都と協力し対応を図ってきていること。

以上のことから、「八丈島空港ターミナルビル株式会社」を特命として選定しており、昨年度においても、この特命要件は継続しております。

以上のことから、評価を「A」、財務状況及び特命要件の継続を確認し、一次評価の決定を行っております。

最後に、一次評価を踏まえまして「二次評価（案）」を提示させていただいております。資料5の「二次評価（案）」を御覧ください。

評価案は一次評価と同様にA評価としております。

理由につきましては、評価欄の下に記載しております。管理業務につきましては、計画どおりに実施されており、路面剥離防止対策等の創意工夫ある取組も見られること、個人情報や経理処理などについても、適正に管理されていることなどが挙げられます。

事業効果につきましては、空港の情報発信や自主事業であるイベントを積極的に

実施したこと、利用者アンケートで高い評価であったことなどが挙げられます。

以上より、管理状況・事業効果ともに指定管理者として必要十分を満たしている
と判断できることから、A評価を御提案させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(松本委員長)

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお
願いいいたします。

(高橋委員)

御説明ありがとうございました。「A」という一次評価結果及び各項目の評価結
果について何か相違があるということではございません。一点、「水準を上回る」
という評価結果となった項目について、その理由としての鳥衝突減少の取組と路面
剥離防止対策の取組についてですが、鳥しよ部ですので航空機に鳥衝突が発生した
場合には、後続便を含めて影響が長引いてしまうという傾向がございます。復旧ま
での時間がかかるということを鑑みますと、こういった対策を続けていただくとい
うことは、事業者として非常にありがたいと思います。

(金子委員)

参考資料の3ページに今回の管理業務に係る収支の決算報告が示されていま
すが、内容を見ますと、当初の計画額に対して、事業費において約3%程度しかア
ロアンスが残っていません。参考資料42ページの経営基盤計算書で八丈島空港タ
ーミナルビル株式会社全体の業務費用の推移などを見ても、毎年約2~3%ずつ業
務費用が増加しています。委託期間があと2年間残っている中で、かなり収支が厳
しい印象を受けます。最終的な収支差額も11万しかないと記載されていますが、
消費税の納付等を考えると、ほぼ差額なしの収支になってしまいます。今後の事業
執行上、収支が心配ですので、八丈支庁と八丈島空港ターミナルビルとがよく連携
して、事業執行に支障が出ないように注意していただければと思います。

(事務局・松本課長)

私どもといたしましても、どの支出科目が何の要因で伸びてきているのか、しっ
かりとした分析が必要だと思います。参考資料3ページの表を見ますと、やはり人
件費が伸びてきている印象を受けます。

(金子委員)

消費税の益税が発生しますので、恐らく人件費は金額どおりだと思われま
す。心配なのは、例えば草刈りなどの維持管理委託経費です。今年は長雨の影響で異常
に草が伸びているなど、その年によって草の量が変わります。外部に草刈り委託をし
た場合、委託料が跳ね上がる可能性もありますので、情報連携を密にして、事業執
行に支障がでないようにしていただければよいと思います。

(松本委員長)

宮田委員、何かございますでしょうか。

(宮田委員)

私からは特にございません。

(松本委員長)

それでは「指定管理者の管理運営状況等の評価」の決定に移らせていただきます。
本委員会におきましては、一次評価の結果及びただ今の御議論・御意見の内容を踏
まえまして、二次評価の内容を資料5「空港の指定管理者に係る二次評価(案)」

のとおりとしたいと考えておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(高橋委員、宮田委員、金子委員)

異議なし。

(松本委員長)

ありがとうございました。

それでは、当評価委員会の評価を資料5のとおりとさせていただきます。

続きまして議事(2)「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局・松本課長)

本日、「その他」につきましては特段ございません。

(松本委員長)

それでは、以上で議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

【閉会】

(事務局・松本課長)

委員の皆様、御審議いただきまして、ありがとうございました。

都といたしましても、当施設の管理運営につきまして、指定管理者とともに努力してまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本評価委員会の議事録につきましては、本日から1か月以内に港湾局のホームページにて公表いたします。また、評価結果につきましても、後日、公表させていただくこととなっておりますので、御了承のほどをお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして空港の指定管理者評価委員会を終了いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。